

緊急事態時に国会議員の任期延長を認める憲法改正に反対する会長声明

衆議院憲法審査会においては、大規模災害や戦争等の緊急事態時においても国会の権能を維持するためとして、国会議員の任期延長を認める憲法改正が必要だとする論議がなされている。

一部会派から、概ね、外部からの武力攻撃や大規模災害などの緊急事態が発生し、広い地域で選挙の実施が70日を超えて困難なことが明らかな場合には、国会議員の任期を6か月延長できる（再延長も可能）とする憲法改正案が示されたが、これが認められると国民は延長期間中に選挙権を行使できなくなる。本来ならば衆議院の解散又は衆参両議院の議員任期満了により行使できたはずの選挙権が制限されるのである。

そもそも選挙権は、国民の国政への参加の機会を保障する基本的権利として、議会制民主主義の根幹を成すものである。

憲法は、国民主権を宣言し（前文及び1条）、国民は正当に選挙された国会における代表者を通じて行動すると定める（同）とともに、公務員の選定・罷免を国民固有の権利とし（15条1項）、国会の両議院は全国民を代表する選挙された議員でこれを組織する（43条1項）としたうえで、議員任期をそれぞれ定めている（45条及び46条）。

このように、主権者たる国民に対しては、両議院議員の選挙に投票することにより国政に参加する権利が保障されなければならないのであるから、国民の選挙権又はその行使を制限することは原則として許されず、国民の選挙権又はその行使を制限するためには、そのような制限をすることがやむを得ないと認められる事由がなければならない（最高裁判所平成17年9月14日判決（在外日本人選挙権剥奪違法確認等請求事件）同旨）。

ところが国会議員の任期延長を認める憲法改正については、以下のように、国民の選挙権又はその行使を制限することがやむを得ないと認められる事由が存在しない。

(1) 現行憲法の規定でも緊急事態時に国会の権能維持が可能である

国会は二院制で、参議院は3年毎の半数改選であるため（46条）、衆議院解散時や衆参両議院の議員任期満了時においても国会議員が全員不在となることはない。

また、衆議院解散中に緊急の必要があるときは内閣が参議院緊急集会を求めることができる（54条2項）ので、緊急事態時においても暫定的に参議院のみで国会の機能が維持できる。この参議院緊急集会は、衆議院解散時のみならず衆議院議員の任期満了時にも開催できるという解釈が近年有力になっている。

さらに、参議院緊急集会で採られた措置は臨時のものであり、次の国会開会の後10日以内に衆議院の同意がない場合にはその効力を失う（同条3項）とされ、緊急事態時の措置に対する衆議院の関与の機会が保障されている。

このように現行憲法においても参議院緊急集会によって緊急事態時に国会権能の維持

が可能であるから、憲法改正の必要性が認められない。

(2) 緊急事態時における国政選挙の実施は公職選挙法の改正で対応可能である

災害対策をはじめとする緊急事態対策は計画策定、訓練、法制度への理解といった事前準備が最も重要であり、そのための法改正は憲法改正を待たずに行われるべきである。

国政選挙に関しては、例えば、不在者投票や郵便投票制度の要件を緩和する等の公職選挙法の改正により、大規模災害等の緊急事態時であっても可及的速やかに選挙を実施できる制度を創設することが可能である（日本弁護士連合会「大規模災害に備えるために公職選挙法の改正を求める意見書」（2017年12月22日付）参照）。

このように公職選挙法の改正で対応可能であるから、憲法改正の必要性が認められない。

(3) 任期延長規定が濫用される危険がある

任期延長規定は、国会の多数派の都合による国会議員の固定化を制度として容認するものであるから、本質的に国会議員のお手盛りの危険を孕んでいる。

また、我が国において国会の多数派が内閣を組織する議院内閣制が採用されていることに鑑みれば、内閣による恣意的な運用が懸念される。

さらに、曖昧かつ抽象的な要件のもとで任期の延長や再延長が認められるならば、内閣、与党の専断を許す等国家権力による濫用の危険がある。

かかる弊害をもたらす恐れのある任期延長規定を許すことはできない。

以上のように、緊急事態時に国会議員の任期延長を認める憲法改正は、参議院緊急集会や公職選挙法の改正により対応可能であって必要性が認められない上、国家権力による濫用の危険性がある。東日本大震災における被災地の弁護士会として、当会は、緊急事態時への対応を口実として選挙権を制限するような憲法改正に反対する。

以上

2024（令和6）年9月24日

青森県弁護士会

会長 伊藤 史 行